

環 備 - 9 2 2
令和 5 年 1 月 2 0 日

一般社団法人秋田県産業廃棄物協会
会長 山岡 緑三郎 様

秋 田 県 生 活 環 境 部 長
(公 印 省 略)

廃エアゾール製品等の排出時等の事故防止のための
周知徹底について（通知）

廃棄物の適正処理の推進については、日頃から御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、令和 5 年 1 月 19 日付け事務連絡で、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課及び廃棄物規制課から、別添のとおり通知がありましたのでお知らせします。

ついては、爆発事故防止対策の徹底について、貴会会員あて周知くださるようお願いいたします。

《担当》

秋田県生活環境部環境整備課
廃棄物対策班 古井

T E L 018-860-1624

F A X 018-860-3835

事務連絡
令和5年1月19日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局） 御中

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課
廃棄物規制課

廃エアゾール製品等の排出時等の事故防止のための周知徹底について

廃棄物処理行政の推進については、かねてより種々御尽力、御協力いただいているところである。

さて、本年1月16日、東京都港区において、エアゾール製品の内容物が屋内で噴射され、これに引火したことが原因とみられる爆発火災事故が発生した。

エアゾール製品に関しては、平成30年12月にも、札幌市において爆発火災事故が発生し、多大な被害が生じるなど、不適切な取扱いが火災の原因となっているところである。

このため、エアゾール製品及びカセットボンベ（以下「エアゾール製品等」という。）の取扱いについては、「適正処理困難な廃棄物の処理体制の整備について（平成27年6月25日付事務連絡）」「廃エアゾール製品等の排出時の事故防止について（平成30年12月27日付通知）」「廃エアゾール製品の処理における爆発事故防止対策の徹底について（平成30年12月27日付通知）」「廃エアゾール製品等の処理に関する調査結果について（令和元年7月4日付事務連絡）」等により、廃エアゾール製品等の充填物の使い切り及び適切な出し切り方法の住民への周知、住民が穴を開けずに充填物を出し切り廃エアゾール製品等を排出させ処理する体制の整備、並びに廃棄物処理事業における爆発防止事故対策の徹底を依頼してきたところである。

今般の爆発火災事故を受け、改めて関係者への周知を徹底するとともに、貴管内にて周知・助言されたい。